

六戸町公示第9号

特定空家等の除却について（公告）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、その措置を命ぜられるべき特定空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）であって、確知することができない者（以下「不明所有者等」という。）については、同条第10項後段の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年6月1日

六戸町長 吉田



1 行うべき措置の内容

青森県上北郡六戸町大字折茂字沖山10番地84の建築物（木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建店舗兼居宅）について、当該建築物全体を除却し、適法に処理すること。

2 措置を行うべき理由

- (1) 法第3条において、空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとされている。また、町長は法第14条第1項から第3項までの規定により特定空家等の所有者等に対し、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を助言又は指導、勧告及び命令することができ、同条第10項においては、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができることとされている。
- (2) 当該建築物は、既に建物の一部が崩落しており、他の部分についてもそのまま放置すれば崩落し、当該建築物全体が倒壊に至るおそれがある状態である。現在、町が応急処置として飛散防止ネットによる保護を行っているが、仮に当該建築物が倒壊した場合は、周辺の建築物や通行人等に対し甚大な被害を与えるおそれがある。その危険度についても、建物が通学路に面していることを考慮すると切迫性が高いものである。
- (3) よって、当該建築物は法第2条第2項に規定する特定空家等であると認められるものであり、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を命ずる必要があると認められるため、前記措置の履行を命ずるものである。

3 履行期限

平成30年7月6日

4 六戸町長による措置

不明所有者等が、3の履行期限までに1の措置を行わないときは、法第14条第10項の規定により、1の措置を六戸町長又はその措置を命じた者若しくは委任した者が行う。その場合、同条第10項前段の規定により措置に要した費用を不明所有者等から徴収する。

5 建築物内の動産物件の搬出

4の措置を実施するに当たり、当該建築物内の動産は、3の履行期限の前日までに搬出すること。

6 問い合わせ先

六戸町建設下水道課

電話 0176-55-4610